平成２６年（フ）第２８５８号
大阪府交野市倉治７丁目12番12号、前住所大阪府枚方市藤阪西町２番７―402号
債務者　児島　直樹
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２３０号
大阪市東住吉区駒川３丁目27番33号グランドシャトータカオ駒川301号
債務者　伊森　　清
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２９１号
大阪市旭区大宮４丁目９番32号旭ハイツ102号室
債務者　藤井カツ子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２９５号
大阪市住吉区苅田９―２―17―301、住民票上の住所大阪府富田林市喜志町３丁目７番30号
債務者　杉山　仁子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２９７号
大阪市鶴見区諸口１丁目１番76号　ラ・グランデルⅡ201号
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２号
北海道北見市東三輪１丁目94番地16　いちいハイツ１―３号
債務者　山本　郁生
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
松江市美保関町福浦107番地
債務者　渡邊　昭二
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７４号
さいたま市緑区原山１丁目31番10号
債務者　國重　惠一
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６８８号
埼玉県川口市栄町１丁目19番15―427号　栄町公団第２市街地住宅
債務者　土屋　惠子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７１３号
さいたま市北区日進町２丁目756番地２　第15大宮ハイツ105
債務者　河副富美子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目35番地３　サンパークⅠ201号、旧住所埼玉県春日部市内牧5033番地１　グリーンパーク春日部１番館304号
債務者　佐藤　義光
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
埼玉県熊谷市下奈良778番地５　中妻住宅１号棟301
債務者　小坂　信子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０７号
埼玉県熊谷市上奈良997番地
債務者　松島　正彦
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２５８号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地60棟103号、前住所大阪府泉佐野市長滝3756番地の７
債務者　徳和目雅也
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６８号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番13―203号
債務者　馬場　良太（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
大阪府阪南市箱作1117番地106号、前住所大阪府泉南郡岬町淡輪山中861番地の２
債務者　竹原　雅彦
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
大阪府和泉市池田下町3509番地の６、前住所大阪府和泉市伏屋町２丁目17番55号
債務者　武田　雅弘
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係